

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 那加バイパス地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	那加バイパス地区地区計画	
位 置	各務原市小佐野町1丁目、2丁目・3丁目の一部、三井町2丁目・3丁目の一部	
面 積	約11.9ha	
区域の整備 ・ 開発及び 保全の 方針	地区計画の 目標	<p>当地区は、地区の北側が工業団地と接する国道21号線の沿道地区で、工業団地隣接地区の従業者用の駐車場としての土地利用に加えて、ガソリンスタンド、ドライブインを中心とした沿道サービス施設が多く立地している地区である。</p> <p>今後も、沿道サービス施設を中心とした商業施設の立地を誘導し、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導するとともに、緑の基本計画に沿って公園を配置し、利便性と快適性に配慮した市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>地区北側を工業団地と接し、広域幹線道路である国道21号線の沿道地区であることから、利便性と快適性の高い沿道型の土地利用を促進する。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>地区施設については、地区北側の工業団地と接する道路を工業団地内の工場が利用する道路として安全性、利便性から拡幅し、奥行きが深い街区については、背割りに新設道路を、更に国道21号線とのアクセスに配慮した拡幅道路をそれぞれ配置し、整備する。</p> <p>また公園については、都市公園1箇所を配置し、整備する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>敷地面積の最低規模を指定し、快適で安全性、利便性の高い業務・サービス施設の立地を誘導する。</p>

地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道 路				
		名 称	幅 員	路線数	延 長	備 考
		区画道路 (拡幅)	4.0 m	1 本	約 6 6 4 m	(将来幅員 8m)
		” (新設)	6.0 m	1 本	約 1 2 8 m	
	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	1 5 0 平方メートル			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」